

(別添2)

企画提案書作成要領

1 全般的な留意事項

企画提案書の作成にあたり、次の点に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書に基づき内容の評価を行い、記載内容に応じて採点するため、貴社の提案内容が分かるように考え方、提案の理由、根拠等について具体的に記載すること。
- (2) 発注者の要求する事項を実現するために必要な機能等の記載が漏れた場合、失格とすることがあるので、発注者の要求を実現できる方法、考え方を余すことなく記載すること。
- (3) 鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達仕様書（以下「仕様書」という。）及び提出された企画提案書を基に契約書添付の仕様書を作成するため、入札金額の範囲で確実に提案者が実現できる内容を記載すること。
- (4) 企画提案書に記載のあった内容だけで本業務の要件が実現できない場合、追加すべき内容については、提案者の負担で行うものとする。

2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成方法について、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は、日本工業規格A列4番の用紙を使用し、縦長横書き（本作成要領と同様）、両面印刷（カラー可）とし、日本語で作成すること。なお、見出し、図表中の文字及び図表のタイトル等を除き、文字の大きさは10ポイント以上を用いること。
- (2) 1行当たりの文字数及び1ページ当たりの行数は調整しても良い。
- (3) 企画提案書は、表紙及び目次を除き、100ページ以内にすること。
なお、表紙及び目次を除き、通しのページ番号を付番すること。
- (4) 企画提案書の表題は「鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務企画提案書」とすること。
- (5) 企画提案書への記載にあたっては、「鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務仕様項目対応表（入札説明書 様式第8号）」の左列記載の番号順に提案内容を分かりやすく記載すること。また、提案内容に該当する番号等を付記すること。
【例】仕様項目対応表の番号19（公開用システムは、ユニバーサルデザインに配慮したシステムであること。）の提案内容を記載する場合、[№19 (1-5-2)] を分かりやすい位置に付記する。
- (6) 入札説明書8の(2)「ウ 提出物及び提出部数」のうち、社名及び代表者印有の企画提案書は、社名を記載し、表紙を付けること。
- (7) 入札説明書8の(2)「ウ 提出物及び提出部数」のうち、社名及び代表者印無の企画提案書は、ロゴ等を含め提案者の社名を類推させる情報を記載してはならない。
- (8) 本作成要領の「3 具体的な記載に係る留意事項」に基づいていない企画提案書は、評価しないこともあるので注意すること。
- (9) 本業務において再委託を予定している場合は、提案者と再委託先業者との業務分担の内容及び作業分担比率を記載すること。また、(6)と同様に、再委託先の会社名、ロゴ等は記載しないようにすること。
なお、本業務における、他の技術提案参加業者に再委託を行わないこと。
- (10) 略語、専門用語等については、極力、一般用語を用いて記載し、情報処理システムに関する専門的な知識がなくても理解できるよう配慮すること。略語、専門用語等を記載する場合には、初出の箇所に定義や注釈を記述すること。

- (11) 仕様要件の写し又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような企画提案書については、評価しないこともあるので注意すること。
- (12) 提案内容が理解しやすいように、イメージ図等の参考資料を示す等の工夫を行い、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

なお、優位性をアピールしたいポイントについては、客観的評価指標等を用いて他者や業界標準と比較した場合の優位性が読み取ることができるよう配慮することが望ましい。

3 具体的な記載に係る留意事項

企画提案書の具体的な記載について、次の点に留意すること。

なお、本項に基づいていない場合には、評価しないこともあるので注意すること。

- (1) 次の要件については、必ず詳しく記載すること。
 - ア 利便性の向上及び利用者本位のサービス（仕様書 7（5））
 - イ 個別GIS（仕様書 7（10））
 - （ア）仕様書 7（10）表 4 の各個別GISについて、表 4 に示す主な機能等への対応状況や当該個別GISが有している機能を記載すること。
 - （イ）前号について、本業務で共同調達する本システムの標準機能に含まれる場合（追加費用なく利用できる）などの特記事項があれば明記すること。
 - （ウ）仕様書 7（10）ウに係る個別GISの提案についても、前 2 号のとおり記載すること。
 - ウ セキュリティ対策（仕様書 9）
 - エ SLA（仕様書 13（1））
- (2) 別添 3 「鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務企画提案書評価項目」のうち、「必須区分」欄を「必須」にしている項目について「鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務仕様項目対応表（入札説明書 様式第 8 号）」の「対応可否」欄が「×」又は未記載の項目がある者は、必須項目を満たさないものとして原則失格とするので十分に留意すること。
- (3) 仕様書で示した仕様以外に次の視点において提案事項があれば、提案書の最後に「その他」と題して具体的に記載すること。
 - ア 県民等にとって、より分かりやすく使いやすい機能等の提案
 - イ 県及び13市町の職員にとって、業務の効率化につながる機能等の提案